

日本公害史上の水俣病問題

熊本学園大学水俣学講義
(20231005)

宮本憲一

1. はじめに

- 戦前の日本は足尾鉍毒事件、日立煙害事件、四阪島公害事件等深刻な公害問題を引き起こした。
- この中では足尾の事件は大きな犠牲を出す政治的な解決を取った。しかしこの足尾の事件の教訓から他の事件では農民の粘り強い闘争もあって、日立鉍山は世界一高い煙突でSO₂を拡散する方法と毎年の補償金で解決。住友鉍業は離島に鉍業所を移転しても解決せず、苦闘の末、世界最初の脱硫に成功し、また周辺地域の産業・教育の振興に協力した。
- これらの公害対策が完全な解決をしたわけではないが、企業と政府はこの歴史の成果は継承すべきであった。ところが戦後の経済再建・高度成長過程でこの歴史的成果を全く継承せず、重化学工業化と大都市化で深刻な公害が発生した。

戦後公害問題の原点・水俣病問題

- 水俣病の原因企業であるチッソは、今の状況と違い、戦前から60年代までは日本のトップといってもよい化学産業であった。電気化学として、九州から朝鮮の水力発電の開発を行い、戦後初期には東大工学部学生のアコガレの就職先であった。
- 戦後朝鮮の工場を閉鎖し、水俣が主力工場になったが、肥料の生産などによって国の重点産業であった。しかし石油化学への移行に遅れ、古い設備をフル操業する過程で水俣病が発生した。
- 原田正純の指摘するようにこの不知火海全域の環境を破壊した水俣病は世界最初の大規模環境破壊＝公害である。しかもここには公害をめぐる政財学癒着のと今日もなお未解決の環境政策の失敗の歴史と教訓がある。原田の提唱した水俣学はまだ多くの国際的国内的な課題を持っている。

水俣病問題と私

- 私が水俣病問題について最初にとりあげたのは『恐るべき公害』(1964年)。熊大研究班の苦闘の末、1962年国際学会ではチツソの排出した有機水銀説が認められていたところまでことを書いたが、1963年私が厚生省担当官に会ったところ、政府としては「原因不明」と述べた。
- 1968年1月に結成されたばかりの水俣市民会議の代表日吉ふみ子さんに呼ばれて、水俣被害者の会の代表の山本氏と会って政府に解決を一任せず、訴訟をすべきと説得したが彼は納得せず、被害者の会は分裂し、訴訟が始まった。
- 公害裁判では私は四日市公害裁判の原告証人と新潟水俣病の原告側補佐人として弁護した。

主な水俣病研究の紹介

- 60年にわたる水俣病の調査研究の経験をかたりつくすことは不可能であり、以下に主な出版物をあげる。
- 最初の社会科学者の水俣分析、宮本憲一編『公害都市の再生・水俣』(1977年、筑摩書房)
- 原田正純・宮本憲一『いま：水俣病は』(岩波ブックレット、1981年)
- 日本環境会議編『水俣：現状と展望』(1984年、東研)
- 都留重人編『水俣病事件における真実と正義のために：国際フォーラム』(1989年、勁草書房)
- 宮本憲一編『水俣レクイエム』(1994年、岩波書店)
- 清水誠・宮本憲一・淡路剛久監修『水俣病裁判全史』
(全5巻、1998年、日本評論社)
- 宮本憲一『戦後日本公害史論』(2014年、岩波書店) 水俣病の歴史と意義についてはこの本を参照。

水俣病問題の概要

熊本水俣病－環境災害＝公害の原点

- チッソ水俣工場から不知火海に排水として流失した有機水銀と無機水銀の有機化によって汚染された魚介類を食べた人に起こる神経疾患。
- 1956年5月1日公式発見され、1959年には熊大研究班とチッソ水俣工場の細川医師は猫実験で有機水銀中毒であることを認めたが、チッソとそれを支持する通産省・化学工業会・研究者はそれを認めず、原因不明として、対策を取らず見舞金で反対の運動を抑えた。
- 1968年政府は64年二度目の新潟水俣病の発生に直面し、ようやく公害と認めたが、正当な救済をしなかった。このため差別された患者の一部が裁判でチッソを告発し、1973年原告は勝訴し、直接行動の被害者と合同し、補償協定を勝ち取った。
- 政府は1971年次官通達によって、四肢抹消と疫学条件で水俣病認定の基準を出した。
- 1974年不況による高度成長時代の終焉は環境政策を後退させた。政府とチッソは患者が増加し補償金が巨額になることを恐れて、1977年認定基準をハンターラッセル症候群の重症の基準に変えた。患者切り捨ての深刻な紛争が始まった。その後2度の政治的解決があったが、今なお真の解決がついていない。
- 認定患者2,284人、政治的解決による救済63,509人。

新潟水俣病

- 政府が水俣病対策を怠っている時に1965年、阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発見の公式発表。アセトアルデヒドを生産していた昭和電工鹿瀬工場排水から流失した有機水銀が食物連鎖によって、川魚に蓄積し、生物濃縮し、大量に摂取した住民に被害が発生した。
- 1967年8月政府調査団は昭電の公害と認めたが、昭電はこれを認めず、一部の研究者の農薬説を採用した。
- 1967年6月被害者は四大公害事件のトップを切って、昭電を提訴した。工場廃液か農薬か激しい論争の末、1971年9月判決は工場廃液説をとり、原告勝訴となった。
- その後、熊本水俣病と同じように77年の認定基準によって患者の認定が停滞し、裁判が続けられつつある。
- 認定患者704人、医療手帳・健康管理2108人。

2. 水俣病問題はなぜ解決しないのか

- ・水俣病問題は水俣市が中心であるが、新潟水俣病はもとより、不知火海等汚染された全域の市町村の水俣病問題を入れなければ環境災害としての全貌はとらえきれないが、講演では水俣市を中心にする。
- ・水俣病は公害の原型であり、政官財学癒着の経済発展が生み出す環境破壊による人権侵害である。それは世界最初の環境災害といってよい。しかも公式発見後68年を経ていまだに解決していない。それは大きく3つの要因によっている。
- ・第1はチッソの「地域独占」による住民の基本的人権・民主主義の侵害と資源の占有である。
- ・第2は科学者の失敗である。この法的責任は問われていない。失敗は公害・環境学の未熟でもある。
- ・第3は政府の失政である。特に産業・環境行政の企業活動優先と被害者の人格権侵害である。

(1) 企業城下町＝チッソによる地域(資源・地域政治経済)独占と自治の喪失

- チッソの地域支配は1908年カーバイト工場立地に始まる。
- 事件が起きた1950年代のチッソの水俣地域資源占有の状況
 - 市街地面積480ha中141ha(29%)。市のもっとも経済的に有効な地域を占有。
 - 産業廃棄物の公有水面埋め立てはほぼ無条件。このため市民に断りもなく亀ノ首海水浴場は埋め立てでなくなる。
 - 水俣川表流水取水権を独占。他の工場はチッソから用水を購入していた。
 - 工場排水の排水路の調査や規制を市はできなかった。
 - チッソはエネルギー源として県内に13カ所93,200kWの発電所を所有。
 - 当時市の製造業の従業員の70～80%をチッソが独占。
 - 商業もチッソの水光社、病院も附属病院を持っていた。

チツソの市政支配

- ・ 1960年を境とする産業構造の転換（石炭から石油への原料の転換）で提訴時に比べ、70年代以降チツソの財政経済的地位は減退していく。
- ・ 水俣工場は縮小し、従業員はピーク時の5000人から3000人を下回るようになる。
- ・ 水俣市の税収に占めるチツソの割合は、ピークの49%から19%にまで激減。
- ・ ところが、チツソは工場長など幹部を市長にするなど市政を支配した。水俣市財政の歳出面では港湾事業・住宅事業・民生事業はチツソのための事業であった。

チツソの犯罪的行為

- チツソは水俣病の公式発見後、工場排水が原因であることが明らかであったにもかかわらず、1968年5月まで、アセトアルデヒドの生産を続け、8万トンもの高価な水銀を流出した。1962年学会が有機水銀説を承認して以後も排出している。
- 1959年附属病院長の細川博士が猫400号の実験でアセトアルデヒドの排水の有機水銀中毒の発生を確認。研究の続行を会社は中止させ、対策も取らなかった。
- 1958年9月原因物質の拡散を目的に八幡プールから水俣湾の河口ー海にアセトアルデヒド生産工程の排水を流し、不知火海全域に水俣病が広がった。
- 化学工業会と随伴する研究者に爆薬説やアミン説を作らせて、熊大の有機水銀説を否定した。

表―チツソのアセトアルデヒド生産量とメチル水銀海域流出量

年次	アセトアルデヒド生産 t	水銀使用 Kg	流出 kg	海域へのメチル水銀流出量
1946―51	23,065	89,548	7,557	91.25
1951	6,248	24,876	1,943	23.30
1952	6,148	25,128	2,285	48.40
1952―59	121,768	503,029	42,156	457.572
1959	35,896	149,327	10,926	94.792
1960	45,151	110,620	4,956	24.00
1960―68	226,047	246,320	10,408	67.79
合計	456,352	1,185,127	81,302	616.612

公序良俗に反する見舞金契約

- 漁業規制で収入が減少し、あるいは病気のために貧困のどん底に落ちいていた漁民が2度にわたる紛争をしたが、補償金1億円で、暴行した漁民は投獄された。紛争の犯人はチツソではなく漁民とされた。
- 同時に患者の水俣病家庭患者互助会も補償を求めて交渉し、県が仲介に入って、見舞金が支払われた。要求の10分の1の死者30万円であった。しかもこの見舞金契約には、「水俣病が工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わない」という項目。この不当な契約は後の判決で公序良俗に反すると批判された。犯罪的行為といってよい。

第2の水俣病発見－政府は68年二つの水俣病を公害と認定

- 1964年新潟県阿賀野川流域で水俣病発生。65年新潟大学医学部は水俣病発生を公式発表。
- 政府は厚生省新潟特別研究班を組織し、調査の結果、1967年4月に昭和電工のアセトアルデヒド生産工程に由来するメチル水銀中毒と報告。
- 1968年9月政府は水俣病はチッソ水俣工場と昭和電工鹿瀬工場の廃水が原因であることを認め、両者を公害と認定した。
- 熊本水俣病は公式発見から12年、熊大の有機水銀説から9年、学会が認めてから政府の認定まで5年の長い年月がかかった。
- チッソは68年5月18日にはアセトアルデヒドの生産は停止。電気化学は石油化学に移行して業界では水俣病の時代は終了。
- 然し昭和電工は政府の公害発表を認めず、被害者は支援団体の支持を得て、提訴、四大公害裁判の口火を切った。

容易でない被害者の運動

- 政府は水俣病を公害病と認めたが、自らの責任を認めず、見舞金契約の増額という趣旨で、政治解決を考えた。
- これに反対するグループが、既に裁判闘争に入っていた新潟水俣病裁判の原告の応援を得て、生命を懸けて提訴し、被害者の組織＝患者互助会は分裂。
- これ以後もチッソと政府の介入で熊本水俣病は新潟と違い、被害者と支援団体が統一されず、分裂と対立とが続いた。
- 市民の中にある被害者を差別する意識、水俣病をタブー視あるいは回避しようとする意識がいまだにあり、これが水俣の再生あるいは発展を阻んでいる。

このチッソの地域支配の教訓から、特定の企業が地域の労働力・資源・環境を独占し、自治体の行財政を支配し、住民の基本的人権を侵害するような企業共同体(企業城下町)を作ってはならないことは明らかなだ。

(2) 労働災害と環境災害の原因と病像の違い ー疫学とエコロジーの欠如

公害はその原因を突き止めるために既存の労働災害を参考にした。

- 水俣病はイギリスの農薬工場で発生した有機水銀によるハンターラッセル症候群を認定の基準にした。
- イタイイタイ病はベルギーの工場のカドミウム労災が病因の判定となった。
- アスベスト公害は工場の周辺で発生したので、工場内の労災と連続している。

しかし公害は環境を汚染し、生態系を通じて発生する。

水俣病は、排水溝から流出した微量の有機水銀が土壌⇒水苔⇒プランクトン⇒小魚⇒中・大魚⇒人間という食物連鎖を通じて生物濃縮をし、汚染魚を食べた住民が有機水銀の摂取によって発病する。あるいは海中に放出された無機水銀が有機化して上述の経過をたどる。

労災のように限られた工場空間で、比較的短期間に濃厚な有害物質に直接暴露されるのとは違う。公害は環境災害であり、エコロジーの問題。



注) ()内は昭和35年の人口。

出典：原田正純『水俣病にまなぶ旅』（日本評論社，1985年）p. 11.

図 不知火海周辺

水俣病は世界で初めての環境災害＝公害

病像は労災のハンターラッセル症候群から類推できても、水俣病の原因は労災とはエコロジーの観点では違う。

工学者の失敗

- 工学者清浦雷作、北川徹三（新潟水俣病被告昭和電工側）、チッソ工場長西田栄作らは、エコロジーによる水俣病の原因を全く理解していなかった。有機水銀・無機水銀が工場排水から出ていても大海・大河に拡散し、浄化し無害になると考えていた。
- 西田は工場排水は水俣湾に排出され蓄積して被害が発生したのでないかと考え、1958年9月排出口を直接海に流出するように変えた。彼は0.1ppm程度の有機水銀が八幡プールから河口そして不知火海へ流せば急速に拡散するので、大丈夫と考えた。しかしこの決定的な間違いが不知火海全域に水俣病を拡散することになった。
- 北川は昭和電工の排水溝の水苔で見つかったメチル水銀は0.1ppmと微量で阿賀野川に流せば0.00018ppmに薄まるので、水俣病の原因ではないとして、農薬説をとり、裁判を長引かせた。

汚染物質の自然の拡散に公害対策を依存する失敗は、福島原発災害にもみられる。

水俣病は世界で初めての環境災害＝公害

医学者の失敗

- 1977年水俣病認定審査会医学者の判定基準の変更。
- 1985年福岡高裁の非認定患者を認定したことに対する反論のために政府が用意した医学専門家会議の判断の失敗。

彼らは現場で水俣病患者らを自ら診断して病像をつくり上げ、疫学的な調査をするのではなく、ハンターラッセル症候群の病像あるいは初期の患者の症状を水俣病として患者を裁断した。

- 裁判では第2次訴訟から最高裁に至るまで、原田正純、藤野糺、白木博次らの診断を採用。
- 政府とそれに従属している医学者は77年基準を水俣病「行政の根幹」として、環境災害としての水俣病を認めない。
- したがって認定患者は2,284人、しかし、被害者の裁判運動の結果として第2次政治的解決までに救済しなければならなかった被害者は約7万人。

生態系の異常は社会の災害へ —学際的研究の開発を

- 1949年ころから水俣の漁村で、生態系の異常が現れた。
- 1953年魚を食べた猫の踊り病といわれる現象がおこった。
- 1955年には漁村で猫は全滅した。鶏、犬、豚にも異常な現象が現れた。カラスが乱舞して、死んで落ちていく風景が見られるようになった。
- まさにこの生態系の異常は人間社会を侵害する前触れであった。
- 生態学の吉良竜夫(前大阪市大理学部教授)はこの情報が当時エコロジストに伝わっていたら、水俣病の解明が早かっただろうが、当時全くこの情報は彼らに届いていなかったと嘆いている。学際的な環境・公害研究は当時なかった。
- 然し今でも学問の専門化に比べ、学際的研究は進んでいない。水俣学への期待はここにある。

公害裁判をめぐる科学論争

- 東京工業大学清浦雷作は腐敗した魚介類を摂取した食中毒として、アミン説を主張。
- 横浜国立大学北川徹三は農薬説を主張、農薬が流失したのは信濃川で、そこから塩水くさび説で日本海を北上して阿賀野川に到達できるとした。さらに阿賀野川周辺で農薬の流失調査。ただし彼は一度も現場に来ていない。
- 公害裁判は科学論争になってはならないが、新潟水俣病裁判は、空前の科学論争になり、4年間に口頭弁論実に46回等公判は69回行われた。エコロジーの科学が普及できていないためであろう。
- 判決に納得しない北川教授は庄司・宮本『日本の公害』（岩波新書）の北川批判は間違っているとして、岩波社長にこの出版停止を申し入れた。私たちは受けて立って、裁判で争うと北川に通知したが、北川の抗議は消え、立ち消えとなった。今日では北川学説を信ずる者はいない。

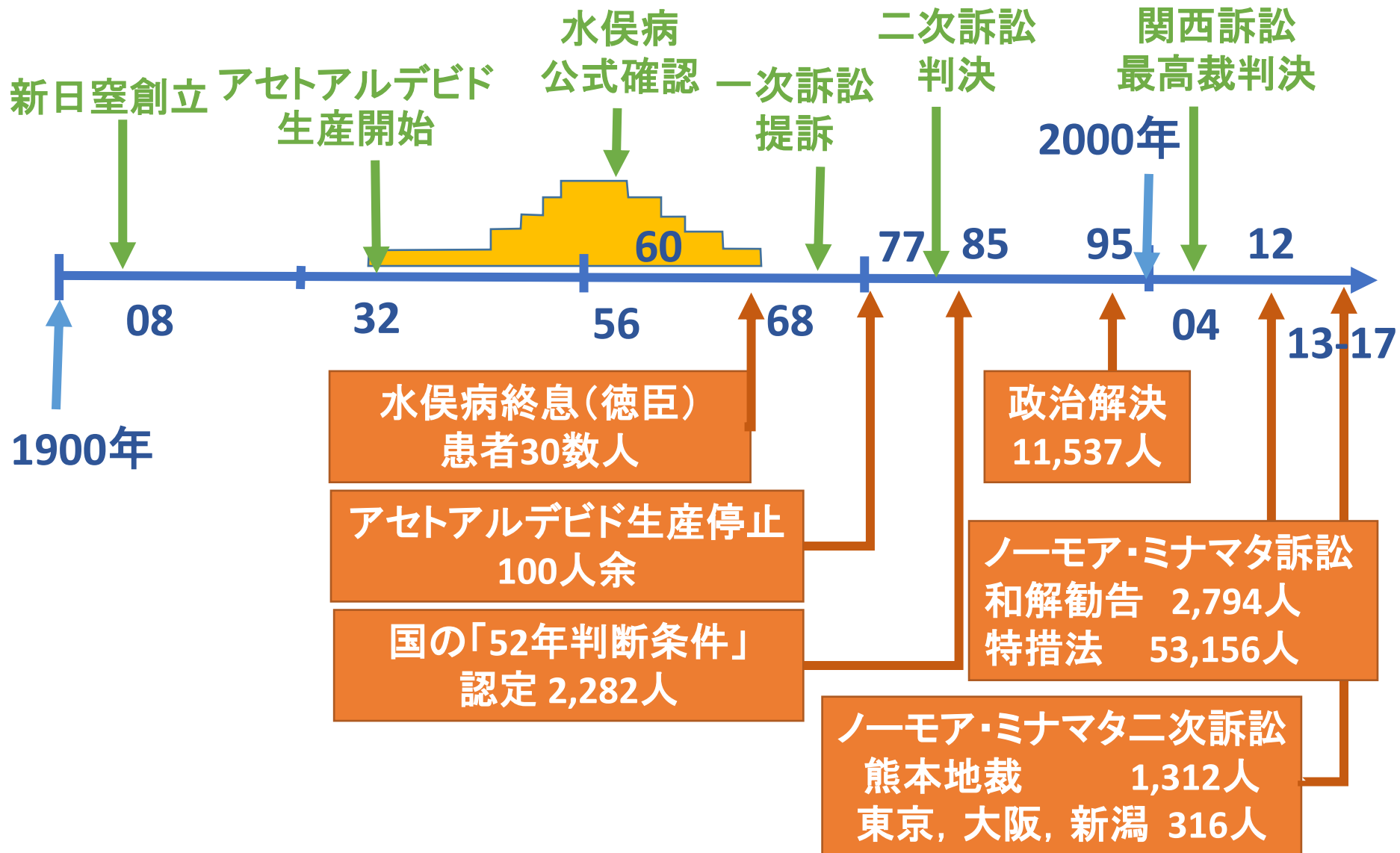
公害の学際的研究の進化を

- これまで見てきたように、水俣病の解明や対策を遅らせ、多くの被害を生み、今なお解決に至らない状況を生み出している原因に科学者の責任がある。
- エコロジーが物理学に比べて科学者の方法論として十分に採用されていないこと、専門分化のために学際的な研究が進んでいないことが、環境・公害の科学の進化を阻んでいる。
- さらに産学共同に名を借りて、研究者が企業や政府の要求に従属していることが、環境破壊・公害を防止できず、むしろ促進した。
- 科学者の正義と人権擁護の姿勢が問われている。水俣学は科学の基本的在り方を問うている。

(3) 政府の環境・公害行政の失政

- 1958年熊大奇病研究班は水俣病が有機水銀中毒であることを発表し、それが1961～63年にチツソの工場排水を原因としていることを立証し、学会はそれを認めていた。
- しかし、生命・健康を守る厚生省よりも化学工業を守る通産省が政府を代表し、政府は工場廃液説を認めなかった。こうして規制を怠ったため64年に新潟で第2の水俣病が発生。
- アセトアルデヒドの生産が終った68年、政府は2つの水俣病を公害病として認めた。しかし昭和電工は原因を認めず、また政府は市場原理に基づくPPP (Polluter Pays Principle) を利用し、直接の救済を始めなかった。公害裁判が始まった。

図 水俣病救済の歴史 (高岡滋氏作成)



77年基準改定の政治経済的理由

- 水俣病問題の解決を阻んだ77年認定基準の改定の直接の理由は、患者の申請が激増し、このままでは破産に陥るチツソの救済策であった。
- 政府は熊本県債でチツソの補償金の不足を賄うこととし、その保証を国が引受けることにした。
- その際大蔵省は財政としては認定患者2000名程度が限度だと指示したといわれている。現状はピタリ。
- 先の医学者の認定基準の改定も明らかにこのチツソのための補償の在り方に規制されている。
- 今の原発災害の救済問題で国による東電の救済、さらに補償問題をめぐる紛争も水俣の繰り返しである。

政治的解決と「水俣病」否認

水俣の被害者はチツソとともに国の責任を明らかにしようとして裁判を重ねた結果、特に第3次訴訟では裁判所は政府の責任を認め和解のテーブルに着くように勧告、政府は法的責任を回避するために政治的な解決で対応せざるを得なくなった。

- 1995年第1次政治的解決では水俣病と認定しないが、1万2000人を救済(一時金260万円)の対象にした。
- 最高裁判決は、未認定患者を認定したため、ふたたび政府は2009年第2次政治的解決が行ない、「水俣被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(特措法)を制定し、3年間で約6万人を対象とした。

この際、水俣病とは認めず、「特措法」では「水俣病被害者」というあいまいな名称とし、一時金1人あたり210万円であった。

しかも申請した被害者を検査し認定し3年間で打ち切った。これは政府の法的責任を明らかにした賠償でなく、見舞金である。

疫学未調査が最大の失敗

- 四大公害事件の最初のイタイイタイ病原告の勝訴は疫学が採用されたことである。これまでの裁判では個々の被害者の病理学的判定が証拠であった。しかし環境汚染による集団的被害の場合、これでは解決できない。公害の被害判定は疫学である。
- ついで四日市公害事件で吉田克己らの三重医科大学が3万人を対象に30の疾患を4年間調査したほぼ完ぺきな疫学調査が四日市公害原告勝訴の決め手になった。さらにこれをもとに公害健康被害補償法が生まれた。
- 水俣病では政府は一度も疫学調査をしていない。1971年に熊本大学が一部の地域で、また藤野紘が離島で行って裁判で任用されているが、政府は一度も行っていない。これが水俣病の解明を政治的に未知の世界にしてしまった大きな原因である。

チツソ救済法の改革を

- 「特措法」はチツソ救済策ともいわれる。チツソはJNCという子会社に事業を譲渡し、その全額株主のチツソはここから配当金などを受け取って賠償のための借入金の返済をするだけの組織になった。
- これはかねてからチツソが水俣病から縁を切り、事業に専念したいという計画を国が認めたのである。
- しかし「特措法」以後もノーモア・ミナマタ訴訟が続いている。国は特措法を改定し、水俣の被害者がいなくなるまで申請を認め、汚染地域約40万人の健康調査をし、水俣病の医学の発展に責任を持たねばならないのではないか。
- チツソは被害の根絶まで持続するのが加害者としての使命であろう。

環境政策を最上位に

- いま世界の政治経済は戦後最大の転換期を迎えつつある。
- ウクライナ戦争、コロナパンデミック、温暖化防止の三大危機が重なり、沈滞を続ける日本政治経済は行き場を失いつつある。
- 特に重大なのは、温暖化対策のGX(グリーン・トランスフォーメーション)が丸電力体制維持のために原発・石炭火力を中心に行っていることである。これではパリ協定の50年1.5°Cは達成できない。
- 環境政策を最優先しなければならない時期が来ている。水俣病の完全解決を含め、政策の転換が必要である。

3. 水俣市と被害地域の再生

- 公害対策の最終の課題は、環境を浄化・再生し被害者を含め市民が安全で人権を維持できる日常の生業や生活を回復することである。
- エネルギーや食糧の自給・循環をはじめ生産活動や教育・文化が自立できる自治体をつくることだ。
- このような内発的発展が可能になることが目標。
- 私はこの3年間水俣に来る機会がなかったので、吉井さんが提唱した「もやい直し」などがどのように発展しているか情報がない。
- したがってこの水俣再生については本日は話さないが、内発的発展の主体が形成されなければ、再生はむづかしい。

国際的責任

- 1975年公害研究委員会の世界環境調査の際、アイリーン・スミス在先導で、宇井純・原田正純と私はカナダオンタリオ州の原住民の水銀中毒の調査を行った。この際日本の誤った基準が被害救済を阻んでることがわかった。それ以来この被害者を救済するための交流が続いている。当時イラクやアメリカの水銀中毒患者も調査。
- 水銀に関する水俣条約の締結は大きな成果であるが、ブラジルなどでは被害が続いている。地元の日本ではいまだに疫学調査がされず、被害者が訴訟を続けている。企業経済・文化のグローバル化が進むが、環境破壊・公害の国際的な規制の困難をどう克服するかの課題はこれからである。

むすびー佐々木つた子さんを偲ぶ

- 1972年10月 津奈木の町の水俣病患者佐々木つた子さんを訪ねた。
- 彼女は中学3年の時に発病8年間入院、回復せず、13年後にやっと認定されて補償金が支払われた。
- 彼女の実家は階下2間、2階1間の風通しの悪い陋屋だった。
- 両親も水俣病と認定されていたが、父は漁、母も仕事に出ていた。
- 入院中頭の働きの衰えぬようと、松本徹病院長（後に水俣病患者）の勧めで彼女は和歌を作っていた。

水俣病患者の居住福祉

- 水俣病患者の多くは当時風が吹き抜けていくような陋屋に住んでいた。
- 補償金で子供のためにと新改築が流行し、一部の心ない市民から「水俣御殿」などと口汚い批判がされていた。当時の建設会社や大工さんは患者のケアなど考えていず、豪華な応接間などを作る傾向があった。
- 私たち調査団の一員だった奈良女子大環境学科建築家の西村一郎教授は患者の福祉を考えない対策に対し義憤にかられ、水俣病患者の生活にふさわしい「モデル住宅」を設計し、朝日新聞に紹介した。

つた子さんの希望の家と死去

- 西村教授の設計で、つた子さんの家の改造がされた。歩行の困難な彼女のために2階に風呂・トイレもあり。希望通りに寝ていて海が見える素敵なケアハウスの部屋に住むことができた。
- 然しわずか9日間の住まいで彼女は亡くなってしまった。
- 1974年10月26日当年29歳でした。
- 私は彼女から託された歌集をもとに『水俣レクイエム』を作りました。そのなかから二首を。

遺作の和歌集の中から2首。

病気を捨てられるものなら

一刻も早く捨てたし

もみくちゃにして

死も生も大自然に託したり

心の澄める

しばしは嬉し